

富士フィルムの主張を米国国際貿易委員会(ITC)が認定(最終決定) ソニー社などによる磁気テープ関連の米国特許侵害の ITC 調査に関して

2018年3月9日

富士フィルム株式会社(社長:助野 健児)は、当社と記録メディア製品の製造販売子会社である FUJIFILM Recording Media USA, Inc.(以下 FRMU)が米国国際貿易委員会(United States International Trade Commission、以下 ITC)に提起していた、ソニー株式会社(以下ソニー社)、Sony Corporation of America 及び Sony Electronics Inc.による磁気テープ関連の特許侵害の訴えについて、当社主張を認める最終決定が ITC から下されたことをお知らせいたします。

富士フィルム及びFRMUは、ソニー社などが LTO Ultrium 7 データカートリッジ[※]における製品特性等に関する当社の特許を侵害するとして、侵害品を米国内に輸入することを禁ずる排除命令と、侵害品を米国内で販売及び流通することを禁ずる停止命令を求める訴えを 2016 年 5 月に ITC に提起していました。このたび、ITC は、ソニー社の LTO Ultrium 7 データカートリッジが当社の保有する米国特許を侵害していると認定し、米国への輸入及び米国での販売を禁止する最終決定を下しました。尚、米国関税法 337 条により、ITC の最終決定が出てから 60 日間、米国大統領が内容を確認するための期間が設けられており、それを経て排除命令及び停止命令が執行されます。当社は LTO Ultrium 7 データカートリッジが不足することのないよう、万全の生産体制を整えております。

当社は、保有特許及びその他知的財産権を保護するために、それらを侵害するいかなる企業に対しても、適切な措置を講じていきます。今後も磁気テープ技術の研究開発を積極的に推進するとともに、競合技術に対して競争力のあるコスト及び高品質な製品・サービスを提供し、お客様の満足度向上に努めていきます。

※ 大容量データのバックアップ、アーカイブに使用される磁気テープメディア「LTO Ultrium 規格」の第 7 世代に対応した、最大記録容量 15.0TB(非圧縮時 6.0TB)、高速転送 750MB/秒(非圧縮時 300MB/秒)の「FUJIFILM LTO Ultrium7 データカートリッジ」。Linear Tape-Open、LTO、LTO ロゴ、Ultrium および Ultrium ロゴは、Hewlett Packard Enterprise 社、IBM 社および Quantum 社の米国およびそのほかの国における登録商標です。

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

<報道関係>	コーポレートコミュニケーション部	TEL:03-6271-2000
<お客さま>	記録メディア事業部	TEL:03-6271-2087